

令和2年度（2020年度）熊本県菊池保健所清掃業務委託仕様書

第1 一般事項

- | | |
|------------|--|
| 1 目的 | この仕様書は、菊池保健所の清掃業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。 |
| 2 業務実施計画書 | 受託者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、緊急対応連絡先等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した清掃業務実施計画書（別記様式1）を委託者に提出し協議する。 |
| 3 施設管理担当者 | 施設管理担当者とは、建築物等の管理に携わる者で建築保全業務の監督を行うことを委託者が指定した者をいう。 |
| 4 業務責任者 | (1) 業務責任者とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受託者側の責任者をいう。
(2) 受託者は、業務責任者を定め委託者に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。
(3) 業務責任者は業務従事者を兼ねることができる。 |
| 5 業務従事者 | (1) 業務従事者とは、業務責任者の指揮により清掃作業を実施する者で、現場において作業を行う者をいう。
(2) 業務従事者は、業務の内容について必要な知識及び技能を有するものとする。
(3) 法令により作業を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業を行う。 |
| 6 業務従事者名簿 | 受託者は契約締結後、業務従事者名簿（別記様式2）を委託者に提出する。なお、変更があった場合も同様とする。 |
| 7 労働安全衛生管理 | 業務従事者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。 |
| 8 危険防止の措置 | (1) 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
(2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、施設管理担当者に報告のうえ、危険防止に必要な措置を講じ事故発生を防止する。 |
| 9 他業務との調整 | 他業務との調整については、施設管理担当者の監督下において、他業務責任者と調整を図り、円滑に業務を実施する。 |
| 10 損害等その他 | (1) 業務実施に当たり建物、工作物等に対し、受託者の責に帰する損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、受託者の負担により現状に回復しなければならない。
(2) 受託者が業務実施中に被った損害は、それが委託者の責めに帰す場合を除き、委託者は一切の責任を負わない。 |
| 11 資機材等の負担 | (1) 清掃に必要な資機材は、受託者の負担とする。また、衛生消耗品は特記がない限り、原則として委託者側の支給とする。
(2) 清掃に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用にかかる費用は、委託者の負担とする。 |
| 12 臨時の措置 | (1) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、業務について臨時の措置をとることを求めることができる。この場合において、受託者は、速やかに甲の求めに応じなければならない。
(2) 受託者は、前項の規定により臨時の措置をとったときは、当該措置 |

の終了後速やかに委託者に当該措置について報告しなければならない。
(3) 臨時の措置に経費の負担が必要となる場合は、事前に委託者、受託者協議のうえ、定めるものとする。

- | | |
|--------------|--|
| 13 控 室 等 | 特記により委託者から提供された控室等は善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。 |
| 14 服 装 等 | (1) 業務従事者は、業務に適した服装で業務を実施する。
(2) 業務従事者は、会社名及び氏名を表示した名札等を着けて業務を行う。 |
| 15 業 務 報 告 書 | 受託者は、毎月の業務完了後、業務完了報告書（別記様式3）に清掃業務日報（別記様式4）を添付し、委託者に提出する。 |

第2 清掃に関する事項

I 一 般 事 項

- | | |
|-----------|---|
| 1 清掃業務の範囲 | (1) 清掃の対象となる部分は、特記による。
(2) 次に示す部分の清掃は省略できるものとする。
ア 家具、什器等（椅子等軽微なものを除く）があり清掃不可能な部分
イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
ウ 執務中の清掃場所で、あらかじめ職員に指示を受けた場合。 |
| 2 資機材等の保管 | (1) 資機材及び衛生消耗品は、施設管理担当者より指示された場所に整理し保管する。
(2) 定期清掃に使用する資機材は、作業完了後、持ち帰るものとする。
ただし、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。
なお、残置資機材の管理は、受託者の責任において行う。
(3) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受託者の責任において使用場所に最適なものを選択し使用する。 |

II 用 語

- | | |
|---------------|--|
| 1 日 常 清 掃 | 日常清掃とは、1日又は週単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。 |
| 2 定 期 清 掃 | 定期清掃とは、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。 |
| 3 日 常 巡 回 清 掃 | 日常巡回清掃とは、定められた回数の日常清掃実施後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ゴミ収集等を補助的に行う作業をいう。 |
| 4 資 機 材 | 資機材とは、以下のような資材及び機材をいう。
ア 資材：洗浄用洗剤、剥離洗剤、樹脂床維持剤、パッド、タオル等
イ 機材：自在箒、フロアダスター、真空掃除機、床磨き機等 |
| 5 衛 生 消 耗 品 | 衛生消耗品とは、トイレットペーパー、手洗い用の水石鹼、ゴミ袋等をいう。 |
| 6 床 仕 上 げ | 床仕上げを、以下のように分類する。
ア 弾性床：ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル等
イ 硬質床：陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等
ウ 繊維床：カーペット、じゅうたん等 |

第3 建物内部の清掃

1 床の清掃

(1) 弾 性 床：清掃作業の内容は1.(1)表による。

1.(1)表 弾性床の清掃内容

作 業 項 目	作 業 内 容
① 除塵 a. 自在箒又はフロアダスターによる除塵 b. 真空掃除機を併用する除塵 ② 水拭き a. 部分水拭き b. 全面水拭き ③ 補修 a. 空バフィング b. スプレーバフィング、スプレークリーニング) ④ 洗淨 a. 表面洗淨 b. 剥離洗淨	<p>自在箒、フロアダスターで掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター等で掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。 床全面をモップで水拭きする。</p> <p>汚れが目立つ床面は、パッドを装着した床磨き機で研磨する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 汚れた部分に、水又は専用補修液をスプレーし、パッドを装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。汚れが強い場合は、適正に希釈した表面洗淨用洗剤を用いる。 2 削り取られたかすを除き、スプレーバフィングを行った箇所をきれいに拭いた後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 椅子等軽微な什器の移動を行う。洗淨水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 2 床面の除塵を行う。除塵作業は①「除塵」により行う。 3 適正に希釈した表面洗淨用洗剤をむらのないよう塗布する。 4 洗淨用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗淨する。 5 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 6 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は②「水拭き」b.により行う。 7 樹脂床維持剤を塗り残し塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。 8 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則1回（格子塗り）とする。 9 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。 <ol style="list-style-type: none"> 1 椅子等軽微な什器の移動を行う。洗淨水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 2 床面の除塵を行う。除塵作業は①「除塵」により行う。 3 剥離用パッドを装着した床磨き機で洗淨する。 4 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 5 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は再度剥離作業を行う。 6 床材表面中和のため、床磨き機で水洗いを行う。 7 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 8 3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は②「水拭き」b.により行う。 9 樹脂床維持剤をモップで塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。 10 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は3回（格子塗り）とする。

(2) 硬質床：清掃作業の内容は1.(2)表による。
1.(2)表 硬質床の清掃作業

作業項目	作業内容
① 除塵 a. 自在箒又はフロアダスターによる除塵 b. 真空掃除機による除塵 ② 水拭き a. 部分水拭き b. 全面水拭き ③ 補修 ④ 洗淨 a. 表面洗淨 b. 剥離洗淨 c. 一般床洗淨	1. (1)表①「除塵」 a.による。 1. (1)表①「除塵」 b.による。 1. (1)表②「水拭き」 a.による。 1. (1)表②「水拭き」 b.による。 1. (1)表③「補修」 b.による。 1. (1)表④「洗淨」 a.による。 1. (1)表④「洗淨」 b.による。 1 椅子等軽微な什器の移動を行う。 2 床面の除塵を行う。除塵作業は①「除塵」による。 3 床面に適正に希釈した表面洗淨用洗剤をむらのないように塗布する。 4 洗淨用パッド又は洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。 5 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 6 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は②「水拭き」 b.により行う。 7 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

2 場所別の清掃

- (1) 玄関ホール及び非常口： 清掃作業の内容は2. (1). A表(日常作業)、
2. (1). B表(定期清掃)による。

2. (1). A表 玄関ホール及び非常口 (日常清掃)

作業対象	作業項目	作業内容
①床の清掃 a. 弾性床 b. 硬質床	除塵・水拭き 除塵・水拭き	1. (1)表①「除塵」 a.、1. (1)表②「水拭き」 a. による。 1. (2)表①「除塵」 a.、1. (2)表②「水拭き」 a. による。
②床以外の清掃 a. フロアマット b. 扉ガラス c. 什器備品 d. ごみ箱 e. 金属部分	除塵 部分拭き 除塵 ごみ収集 除塵	真空掃除機で吸塵する。 汚れが目立つ部分は、水拭き及び乾拭きをする。 タオル、ダストクロス等で埃を取る。 ごみを収集し、容器の外側で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 タオル、ダストクロス等で埃を取る。

2. (1). B表 玄関ホール及び非常口 (定期清掃)

作業対象	作業項目	作業内容
①床の清掃 a. 弾性床 b. 硬質床	洗浄 洗浄	1. (1)表④「洗浄」 a.、1. (1)表④「洗浄」 b. (特記)による。 1. (2)表④「洗浄」 a. またはc.、1. (2)表④「洗浄」 b. (特記)による
②床以外の清掃 a. 照明器具	拭き	洗剤(中性あるいは弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。

(2) 事 務 室：清掃作業の内容は2. (2). A表(定期清掃)による。

2. (2). A表 事務室 (定期清掃)

作 業 対 象	作 業 項 目	作 業 内 容
①床の清掃 a. 弾性床	洗浄	1. (1)表④「洗浄」 a.、1. (1)表④「洗浄」 b. (特記)による。
②床以外の清掃 a. 照明器具	拭き	洗剤（中性あるいは弱アルカリ性）を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。

(3) 会 議 室：清掃作業の内容は2. (3). A表(日常清掃)、2. (3). B表(定期清掃)による。

2. (3). A表 会議室 (日常清掃)

作 業 対 象	作 業 項 目	作 業 内 容
①床の清掃 a. 弾性床	除塵 水拭き	1. (1)表①「除塵」 a. による。 1. (1)表②「水拭き」 a. による。
②床以外の清掃 a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器外面の汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。

2. (3). B表 会議室 (定期清掃)

作 業 対 象	作 業 項 目	作 業 内 容
①床の清掃 a. 弾性床	洗浄	1. (1)表④「洗浄」 a.、1. (1)表④「洗浄」 b. (特記)による。
②床以外の清掃 a. 照明器具	拭き	洗剤（中性あるいは弱アルカリ性）を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。

(4) 廊下： 清掃作業の内容は2.(4).A表(日常清掃)、2.(4).B表(定期清掃)による。

2.(4).A表 廊下(日常清掃)

作業対象	作業項目	作業内容
①床の清掃 a. 弾性床	除塵 水拭き	1.(1)表①「除塵」a.による。 1.(1)表②「水拭き」a.による。
②床以外の清掃 a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器外面の汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。

2.(4).B表 廊下(定期清掃)

作業対象	作業項目	作業内容
①床の清掃 a. 弾性床	洗浄	1.(1)表④「洗浄」a.、1.(1)表④「洗浄」b.による。 (特記)
②床以外の清掃 a. 照明器具	拭き	洗剤(中性あるいは弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。

(5) 便所・洗面所： 清掃作業の内容は2. (5). A表(日常清掃)、
2. (5). B表(定期清掃)による。

2. (5). A表 便所・洗面所(日常清掃)

作業対象	作業項目	作業内容
①床の清掃 a. 弾性床	除塵 水拭き	1. (1)表①「除塵」a.による。 1. (1)表②「水拭き」b.による。
②床以外の清掃 a. ごみ箱 b. 扉及び便所面台の隔て c. 洗面台・水栓 d. 鏡 e. 衛生陶器 f. 衛生消耗品 g. 汚物容器	ごみ収集 部分拭き 拭き 拭き 洗浄 補充 汚物収集	ごみを収集し、容器外面の汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。 スポンジで適正洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。 適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。 適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。 トイレットペーパーや水石鹼等を補充する。 内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。

2. (5). B表 便所・洗面所(定期清掃)

作業対象	作業項目	作業内容
①床の清掃 a. 弾性床	洗浄	1. (1)表④「洗浄」a.、1. (1)表④「洗浄」b.による。 (特記)
②床以外の清掃 a. 照明器具	拭き	洗剤(中性あるいは弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。

※ 便所・洗面所の資機材は他と区別して、専用のものを用いる。

(6) 湯 沸 室： 清掃作業の内容は2. (6). A表(日常清掃)、2. (6). B表(定期清掃)による。

2. (6), A表 湯沸室 (日常清掃)

作 業 対 象	作 業 項 目	作 業 内 容
①床の清掃 a. 弾性床	除塵 水拭き	1. (1)表①「除塵」 a. による。 1. (1)表②「水拭き」 b. による
②床以外の清掃 a. 流し台 b. 厨芥容器	洗浄 厨芥収集	中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。 厨芥を収集し、容器を中性洗剤で洗浄する。

2. (6). B表 湯沸室 (定期清掃)

作 業 対 象	作 業 項 目	作 業 内 容
①床の清掃 a. 弾性床	洗浄	1. (1)表④「洗浄」 a. 1. (1)表④「洗浄」 b. による。 (特記)
②床以外の清掃 a. 照明器具	拭き	洗剤(中性あるいは弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。

(7) 階段： 清掃作業の内容は2. (7). A表(日常清掃)、2. (7). B表(定期清掃)による。

2. (7). A表 階段 (日常清掃)

作業対象	作業項目	作業内容
①床の清掃 a. 弾性床	除塵 水拭き	1. (1)表①「除塵」 a. による。 1. (1)表②「水拭き」 a. による。
②床以外の清掃 a. 手すり b. 窓台	拭き 除塵 拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。 タオル、ダストクロス等で埃を取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

2. (7). B表 階段 (定期清掃)

作業対象	作業項目	作業内容
①床の清掃 a. 弾性床	洗浄	1. (1)表④「洗浄」 a. による。 1. (1)表④「洗浄」 b. による。(特記)
④床以外の清掃 a. 照明器具	拭き	洗剤(中性あるいは弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。

3 ごみ運搬処理

(1) ごみ運搬：作業の内容は3. (1)表による。

3. (1)表 ごみ運搬処理

作業対象	作業項目	作業内容
ごみ運搬	中継所から集積所までの運搬 分別 梱包	ごみ中継所に集められたごみ・吸殻等は、区別して集積所まで運搬する。 集められたごみは、種類ごとに分別する。 集められたごみは、適当な分量に梱包する。 ※ 再資源化するものは、再資源化ルールに基づき分別する。

第4 建物外部の清掃

1 窓ガラス

(1) 窓ガラス：清掃作業の内容は4. (1)表による。

4. (1)表 窓ガラス（定期清掃）

作業項目	作業内容
洗浄	次の作業を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

※ 熱線反射ガラスは、金属皮膜が施されているので、窓用スクイジー等で傷をつけないよう作業を行うとともに、微粉塵によっても傷がつく恐れがあるので、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー又は作業を行う。

また、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。

なお、飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合も同様に行う。

2 建物周辺

(1) 玄関周り：清掃作業の内容は4. (2)表による。

4. (2)表 玄関周り（日常・定期清掃）

区分	作業項目	作業内容
玄関周り	除塵 水拭き 洗浄	自在箒で塵芥を集める。（日常清掃） 汚れた部分をモップで拭く。（日常清掃） 洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。（定期清掃）

(2) 駐車場：清掃作業の内容は4. (3)表による。

4. (3)表 駐車場（日常清掃）

区分	作業項目	作業内容
駐車場	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。